

各筆明細

認印でOK

整理番	利用権の設定を受ける者(耕作者)の氏名及び住所 (A)	(氏名又は名称) 多可太郎 (住所) 多可町中区〇〇5番地1
	利用権を設定する者(地主)の氏名及び住所 (B)	(氏名又は名称) 千ヶ峰 一郎 (住所) 多可町中区◇◇8番地2

※[]内は、農地利用集積円滑化団体が行う場合に町が記入する。

利用権を設定する土地 (C)				設定する利用権 (D)					利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)	利用権を設定する土地の(B)以外の権限者等 (F)			備考(農振)		
所在	地番	現況地目	面積	利用権の種類	内容	始期	存続期間(終期)	借賃	借賃の支払方法	住所	氏名又は名称	権限の種類		[同意印]	
中村町	岸ノ上	123-4	田	1.023	賃借権 使用貸借権	水稲	H23.1	10年	9,000円/10a	現金					青・白
					賃借権 使用貸借権										青・白
					賃借権 使用貸借権										青・白
					賃借権 使用貸借権										青・白
					賃借権 使用貸借権										青・白
					賃借権 使用貸借権										青・白
					賃借権 使用貸借権										青・白
					賃借権 使用貸借権										青・白
					賃借権 使用貸借権										青・白

水張面積ではなく、**台帳面積**です。

借賃ありの時は、「**賃借権**」を、借賃なしの時は、「**使用貸借権**」を、○を囲んで

農業委員会総会で承認された後に効力が発生。
原則 3年、6年、10年。
ただし、**終期は11月~2月**

(例)
●現金で支払われる場合、10a(1反)あたり**7,000円**など。
(広報2月号やホームページに掲載の賃借料情報を参考にし、貸し手、借り手でご話し合ってください。)
●現物で支払われる場合、10a(1反)あたり米**0kg**、1筆米**0kg**など。

現金、現物など

所有者が死亡されている土地の場合、(B)欄は、相続代表者名、(F)欄は法定相続人の住所、氏名、同意(認印)が必要です。

●耕作者
農業者年金経営移譲年金受給者は、農業ができません。

●地主
農業者年金経営移譲年金受給者は、後継者以外の方に耕作を任すと、年金額に影響が出る可能性があります。ご注意ください。

貸し手		貸し手	
年齢	氏名	年齢	氏名
うち60歳以下			
人			
人			
本人の父	本人	本人の父	
経ノ老・なし	経ノ老・なし	経ノ老・なし	
m		m	
m		m	

各筆明細の用紙は、**1枚**のみ作成し、役場(地域局)へ提出してください。必要であれば、本人控えを役場でコピーいたします。

この計画に同意する。

利用権の設定を受ける者(耕作者)	住所(同上)	氏名 多可太郎
利用権を設定する者(地主)	住所(同上)	氏名 千ヶ峰 一郎
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者	住所(同上)	氏名

※[]内は、農地利用集積円滑化団体が行う場合に町が記入する。